

契約不適合責任に係る特約

「【**契約件名**】」（以下「本契約」という。）について、契約不適合責任に係る特約を次の通り定める。

（契約不適合責任）

第1条 乙は、本契約のうち、甲が仕様書〇〇項〇〇【**納入物全体ではなく、契約不適合責任を課す必要のある部分に限定する**】に定めた部分の不適合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことをいう。以下同じ。）について、納入後1か年担保の責を負わなければならない。

2 甲は、前項の期間内に不適合を知った場合は、乙に通知する。この場合、甲は、相当の期間を定めて、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、当該不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときはこの限りではない。

3 不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完に代えて、又は履行の追完とともに、当該不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

4 第1項の定めにかかわらず、本契約の目的物が打ち上げられる場合には、当該目的物の契約不適合責任は、納入後1か年又は打上げ時点（ロケットのリフトオフが行われた時点という。）若しくは打上げ失敗（第一段エンジン点火指令発出後、打上げに至らなかった場合をいう。但し、再度打上げに供することができる場合を除く。）の場合（打上げ失敗が乙の故意又は重過失による場合を除く。）は第一段エンジン点火指令発出時点のいずれか早い時点をもって終了するものとする。但し、打ち上げられたものの不適合が、乙の故意又は重過失に基づく場合には、当該不適合が発見されたときから、1か年の賠償の責を負う。

以上